

4 各規制地域の基準等はどうなっていますか？

4-1

第1種
特別規制



無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。



この規制地域のポイント

- ・自然的景観の多い地域等に配慮するため、原則設置等が禁止の地域
- ・自家広告物・案内図板（許可申請必要）、適用除外広告物（p.32 許可申請不要）のみ設置可能

■ 自家広告物

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの



<許可基準>

一つの事業所等当たりの表示面積が合計5㎡を超える場合は、設置等の前に許可申請が必要です。

許可基準は共通基準（右ページ）及び種類別の個別基準に適合する必要があります。

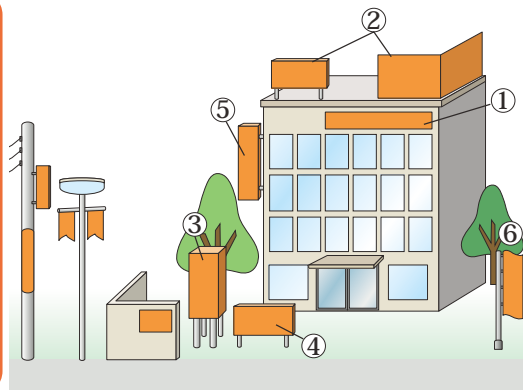
なお、自家広告物であっても禁止物件・禁止広告物（p.30・31）は設置等できません。

○種類別個別基準

次の種類以外の広告物は p.14～17 を御確認ください。

① 壁面を利用した広告物

- ・壁面の端から突き出ない
- ・窓や開口部を覆わない
- ・表示面積は1/5以内、または15㎡以内（壁面の面積が300㎡未満の場合）



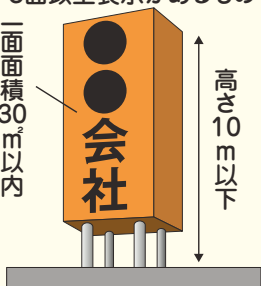
② 屋上広告物

- ・看板の高さは建物の高さの2/3以下、かつ高さ5m以下
- ・建物の幅をはみ出さない
- ・木造建築物には設置できない



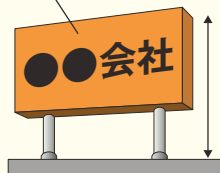
③ 広告塔

- ・3面以上表示があるもの
- ・二面面積30㎡以内
- ・高さ10m以下



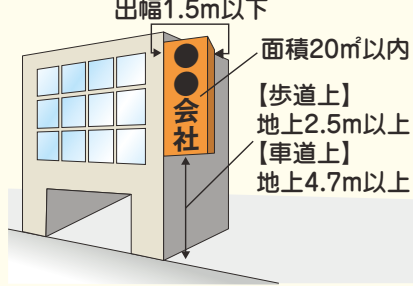
④ 広告板

- ・1面又は表裏表示のもの
- ・合計面積30㎡以内
- ・高さ5m以下



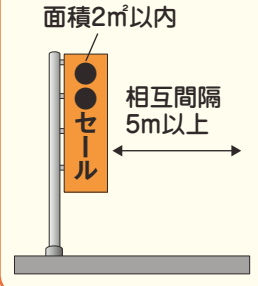
⑤ 壁面から突き出す広告物

- ・出幅1.5m以下
- ・面積20㎡以内
- ・【歩道上】地上2.5m以上
- ・【車道上】地上4.7m以上



⑥ のぼり

- ・面積2㎡以内
- ・相互間隔5m以上



■ 共通基準

自家広告物及び案内図板（(8)は除く）は以下の基準に適合している必要があります。

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (8) 東名高速道路及び新東名高速道路から 200 m 以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

■ 案内図板

目的地への誘導のために設置する広告物を「案内図板」といいます。

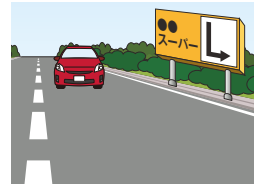
特別規制地域では、原則案内図板の設置は出来ませんが、**事業所等が主要な道路に接していない場合などやむを得ず設置する場合は、許可申請が必要です。**

<許可基準（野立てのもの）>

許可には、共通基準（上記）及び次の基準に適合する必要があります。

申請の際は、別途詳細「野立て案内図板設置の手引～設置許可の基準と考え方～」

(URL:https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/029/825/e_nodateannaizu.pdf) をご確認ください。

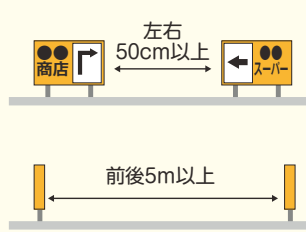


設置要件・案内距離

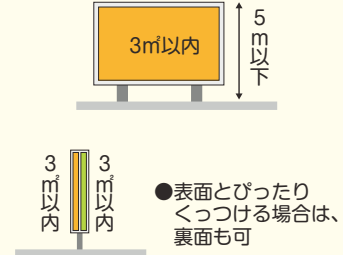


- 案内先が主要な道路に接していないなど、やむを得ない場合に設置

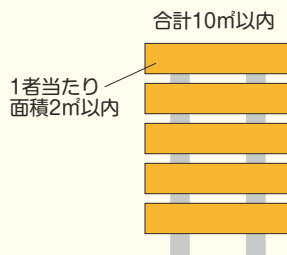
相互間隔



高さ・面積



協同看板(5者以上で表示する場合)



表示内容



※動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）は使用不可

※建物の屋上や壁面、塀には設置不可（電柱等、消火栓標識柱を利用する場合の基準は p.15・16 参照）

4-2

第2種
特別規制



無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。



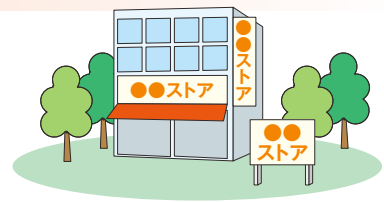
この規制地域のポイント

- ・ 良好な住環境や沿道景観に配慮するため、原則設置等が禁止の地域
- ・ 自家広告物・案内図板（許可申請必要）、適用除外広告物（p.32 許可申請不要）のみ設置可能

■ 自家広告物

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの



<許可基準>

一つの事業所等当たりの表示面積が合計5㎡を超える場合は、設置等の前に許可申請が必要です。

許可基準は共通基準（右ページ）及び種類別の個別基準に適合する必要があります。

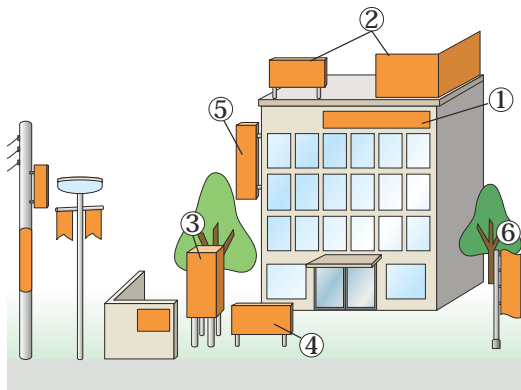
なお、自家広告物であっても禁止物件・禁止広告物（p.30・31）は設置等できません。

○種類別個別基準

次の種類以外の広告物は p.14～17 をご確認ください。

① 壁面を利用した広告物

- ・ 壁面の端から突き出ない
- ・ 窓や開口部を覆わない
- ・ 表示面積は1/5以内、または15㎡以内（壁面の面積が300㎡未満の場合）

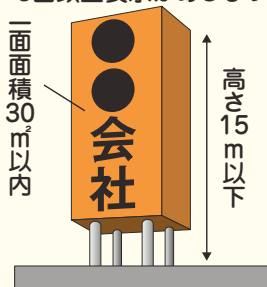


② 屋上広告物

- ・ 看板の高さは建物の高さの2/3以下、かつ高さ10m以下
- ・ 建物の幅をはみ出さない
- ・ 木造建築物には設置できない

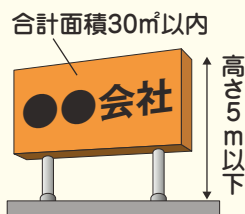
③ 広告塔

- ・ 3面以上表示があるもの



④ 広告板

- ・ 1面又は表裏表示のもの



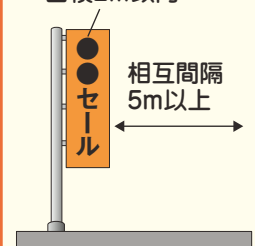
⑤ 壁面から突き出す広告物

- ・ 出幅1.5m以下
- ・ 面積20㎡以内
- ・ 【歩道上】地上2.5m以上
- ・ 【車道上】地上4.7m以上



⑥ のぼり

- ・ 面積2㎡以内



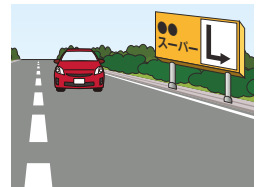
■ 共通基準

自家広告物及び案内図板（(8)は除く）は以下の基準に適合している必要があります。

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (8) 東名高速道路及び新東名高速道路から 200 m 以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

■ 案内図板

目的地への誘導のために設置する広告物を「案内図板」といいます。
特別規制地域では、原則案内図板の設置は出来ませんが、事業所等が主要な道路に接していない場合などやむを得ず設置する場合は、許可申請が必要です。



< 許可基準（野立てのもの） >

許可には、共通基準（上記）及び次の基準に適合する必要があります。

申請の際は、別途詳細「野立て案内図板設置の手引～設置許可の基準と考え方～」
(URL:https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/029/825/e_nodateannaizu.pdf) をご確認ください。



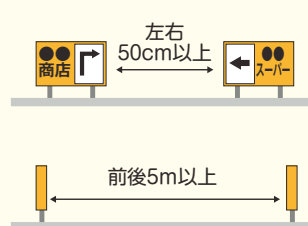
設置要件・案内距離



道のりは10km以内

- 案内先が主要な道路に接していないなど、やむを得ない場合に設置

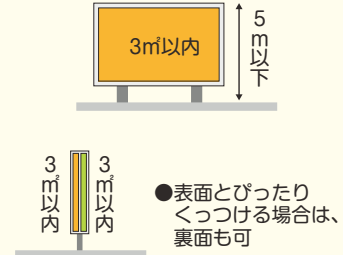
相互間隔



左右 50cm以上

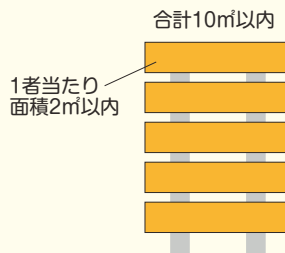
前後5m以上

高さ・面積



- 表面とびったりくっつける場合は、裏面も可

協同看板(5者以上で表示する場合)



合計10m²以内

1者当たり
面積2m²以内

表示内容



地の色彩
彩度8以下、
明度3以上

写真、絵の面積は、
1/3以下

案内表示は、
1/3以上

地図又は矢印を
必ず表示

- 写真や絵に、文字や地図・矢印を重ねない

※動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）は使用不可

※建物の屋上や壁面、塀には設置不可（電柱等、消火栓標識柱を利用する場合の基準は p.15・16 参照）

4-3 特別規制地域におけるその他の種類の広告物の基準

特別規制地域において、p.10～13で掲げている種類以外の自家広告物の許可基準です。なお、電柱・街灯柱等の利用や消火栓標識柱を利用した広告物は、案内図板の基準も記載しています。

種類別	許可基準（第1種・第2種特別規制地域 共通）
電柱、街灯柱等	<p>■自家広告物</p> <div data-bbox="478 488 1324 958" style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p>◆突き出すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦1.2m以下、横0.4m以下 ・下端は、歩道と車道の区分のある歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区分のない道路上では地上4.7m以上 ・街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内 ・街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="491 974 783 1019" style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 2px 5px; text-align: center;">街灯柱以外(電柱等)</div> <div data-bbox="1038 974 1262 1019" style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 2px 5px; text-align: center;">街灯柱</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="435 1048 863 1547"> <p style="text-align: center;">1本につき1個</p> <p style="text-align: center;">0.4m以内</p> <p style="text-align: center;">1.2m以内</p> <p style="text-align: center;">2.5m以上</p> <p style="text-align: center;">歩道</p> <p style="text-align: center;">4.7m以上</p> <p style="text-align: center;">歩道と車道の 区別のない道路</p> </div> <div data-bbox="1082 1048 1326 1480"> <p style="text-align: right;">1本につき 2個以内</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="507 1624 997 1870" style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px;"> <p>◆巻き付けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱等1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内 </div> <div data-bbox="1070 1547 1225 2018"> </div> </div>

種類別

許可基準（第1種・第2種特別規制地域 共通）

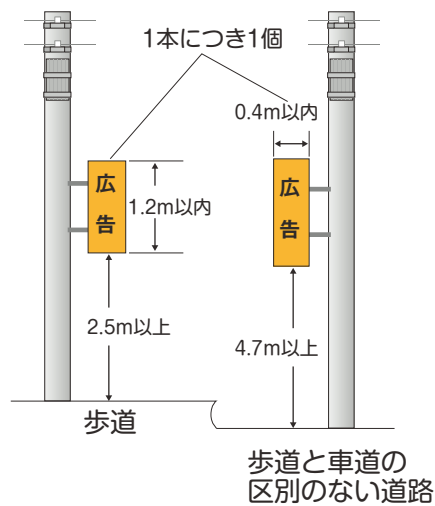
■案内図板

◆突き出すもの

- ・表示規格は、縦 1.2m以下、横 0.4m以下
- ・下端は、歩道と車道の区分のある歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区分のない道路上では地上 4.7m以上
- ・個数は、1本につき1個

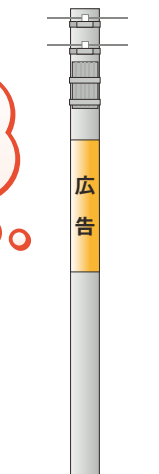
電柱・街灯柱等

電柱、
街灯柱等



◆巻き付けるもの

- ・電柱等1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内



種類別

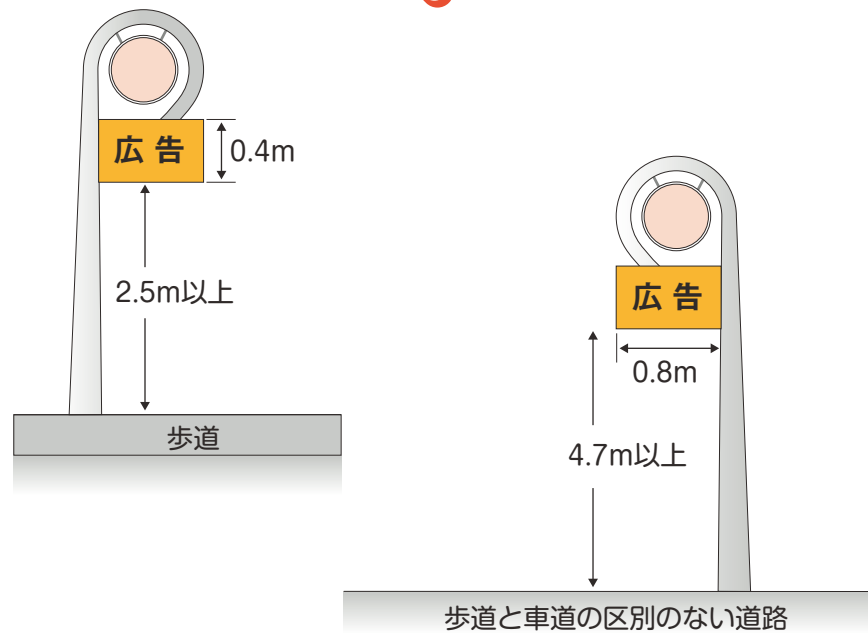
許可基準（第1種・第2種特別規制地域 共通）

■自家広告物・案内図板共通

◆つり下げもの

- ・表示規格は、縦0.4m以下、横0.8m以下
- ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では、地上4.7m以上
- ・個数は、1本につき1個

消火栓
標識柱



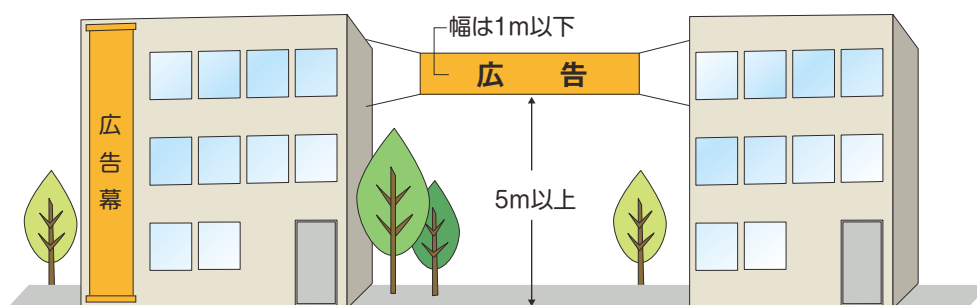
種類別

許可基準（第1種・第2種特別規制地域 共通）

■自家広告物

◆道路を横断するもの

幅1 m以下で、下端は地上
5 m以上であること



広告幕・
広告網

◆壁面又は塀を利用するもの

・表示面積

<壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合>

その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可

<壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合>

その壁面又は塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可

・壁面を利用する場合

壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないこと

・塀を利用する場合

塀の上端及び両側端から突き出ないものであること

4-4

第1種
普通規制



無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。

この規制地域のポイント

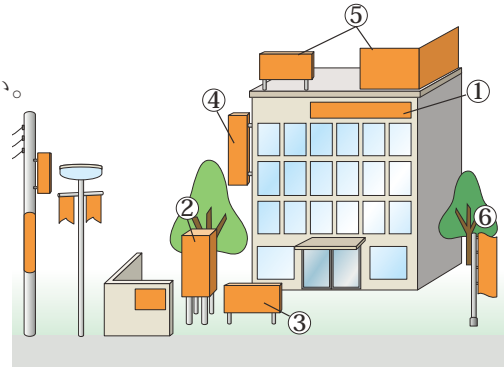
- ・用途地域等一定の規制が必要な地域
- ・広告物全般について設置可能。適用除外広告物（p.32）を除いて許可申請が必要

許可の基準

第1種普通規制地域では、広告物を設置等する前に許可申請する必要があります。
許可基準は共通基準（右ページ）及び種類別の個別基準に適合する必要があります。

○種類別個別基準

次の種類以外の広告物は p.22 ~ 25 をご確認ください。



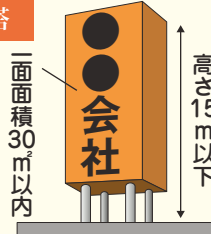
①壁面を利用した広告物

- ・壁面の端から突き出ない
- ・窓や開口部を覆わない
- ・表示面積は1/5以内、または15㎡以内（壁面の面積が300㎡未満の場合）



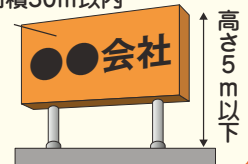
②広告塔

- ・3面以上表示があるもの



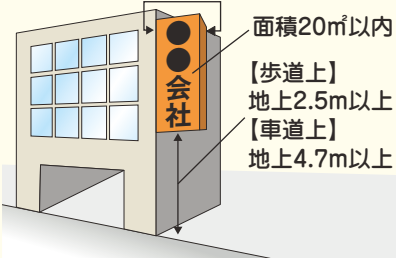
③広告板

- ・1面又は表裏表示のもの
合計面積30㎡以内



④壁面から突き出す広告物

出幅1.5m以下



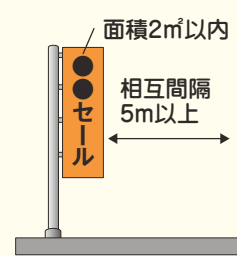
⑤屋上広告物

- ・看板の高さは建物の高さの2/3以下、かつ高さ15m以下
- ・建物の幅をはみ出さない
- ・木造建築物には設置できない



⑥のぼり

- ・面積2㎡以内
- ・相互間隔5m以上



自家広告物等で許可申請不要な場合（適用除外）

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。一つの事業所等当たりの表示面積が合計10㎡以内の場合は、許可を受けずに設置等できます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの

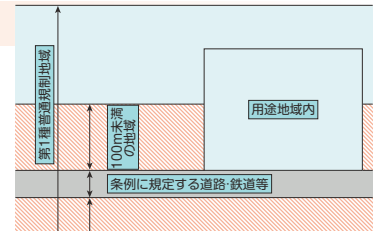


■ 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

■ 後退距離規制適用地域

第1種普通規制地域内で用途地域以外の場所のうち、条例・告示で規定する道路、鉄道からの距離が100m未満の地域。これらの地域で設置できる野立て広告物は、案内図板に限られます。



<許可基準（概要）>

許可には、共通基準（上記）及び以下の基準（概要）に適合する必要があります。申請の際は、別途詳細「野立て案内図板設置の手引～設置許可の基準と考え方～」（URL:https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/029/825/e_nodateannaizu.pdf）をご確認ください。

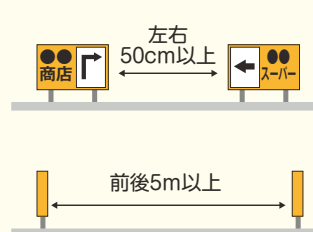


設置要件・案内距離

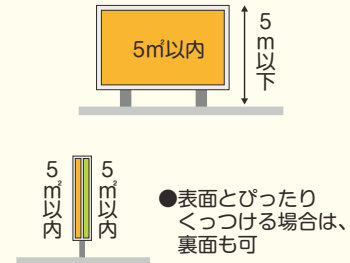


- 案内先が主要な道路に接していないなど、やむを得ない場合に設置

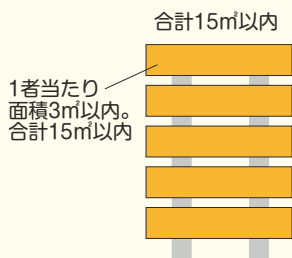
相互間隔



高さ・面積



協同看板(5者以上で表示する場合)



表示内容



- 写真や絵に、文字や地図・矢印を重ねない

※動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）は使用不可

4-5

第2種
普通規制



無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。



この規制地域のポイント

- ・活発な都市活動が展開されている地域
- ・広告物全般について設置可能。適用除外広告物（p.32）を除いて許可申請が必要

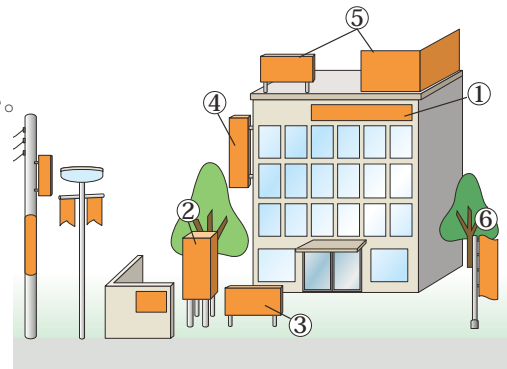
■ 許可の基準

第2種普通規制地域では、広告物を設置等する前に許可申請する必要があります。

許可基準は共通基準（右ページ）及び種類別の個別基準に適合する必要があります。

○種類別個別基準

次の種類以外の広告物は p.22 ~ 25 をご確認ください。



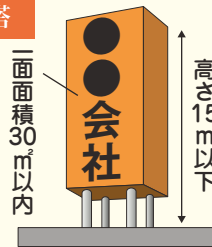
① 壁面を利用した広告物

- ・壁面の端から突き出ない
- ・窓や開口部を覆わない
- ・表示面積は1/5以内、または15㎡以内（壁面の面積が300㎡未満の場合）



② 広告塔

- ・3面以上表示があるもの



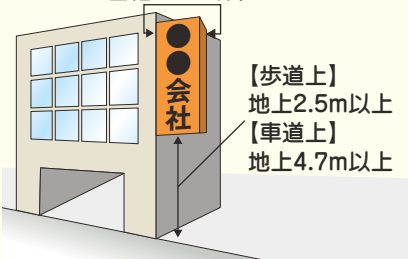
③ 広告板

- ・1面又は表裏表示のもの合計面積30㎡以内



④ 壁面から突き出す広告物

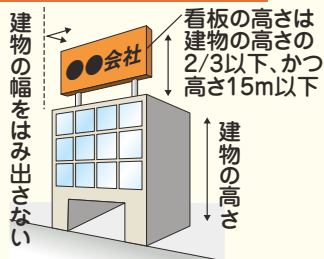
出幅1.5m以下



【歩道上】
地上2.5m以上
【車道上】
地上4.7m以上

⑤ 屋上広告物

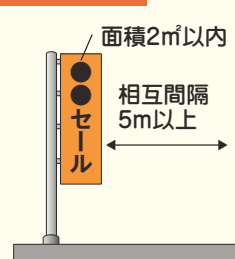
- ・看板の高さは建物の高さの2/3以下、かつ高さ15m以下
- ・建物の幅をはみ出さない
- ・木造建築物には設置できない



⑥ のぼり

面積2㎡以内

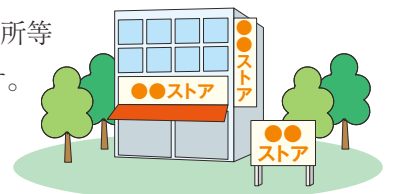
相互間隔
5m以上



■ 自家広告物等で許可申請不要な場合（適用除外）

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。一つの事業所等当たりの表示面積が合計20㎡以内の場合は、許可を受けずに設置等できます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの

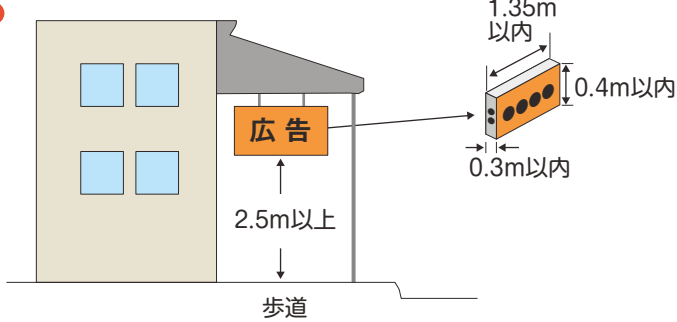
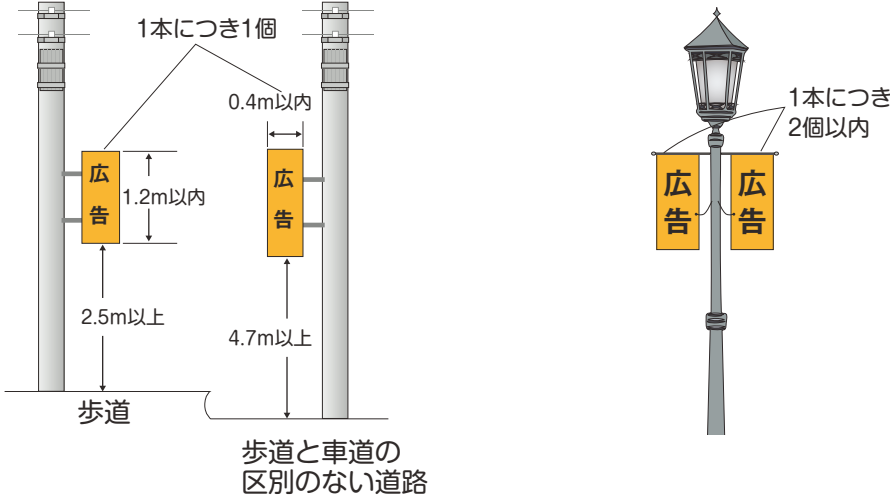


■ 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

4-6 普通規制地域におけるその他の種類の広告物の基準

普通規制地域において、p.18～21で掲げている種類以外の広告物の許可基準です。

種類別	許可基準
アーケード	<p>○第1種・第2種普通規制地域共通</p> <div data-bbox="416 416 1198 629" style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦 0.4m以下、横 1.35m以下、幅 0.3m以下とし、同一街区においては同一規格であること ・下端は、地上 2.5m以上であること </div> 
電柱、街灯柱等	<p>○第1種・第2種普通規制地域共通</p> <div data-bbox="469 1061 1358 1496" style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆突き出すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦 1.2m以下、横 0.4m以下 ・下端は、歩道と車道の区分のある歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区分のない道路上では地上 4.7m以上 ・街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内 ・街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="491 1503 783 1547" style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 2px 10px; background-color: #e91e63; color: white;">街灯柱以外(電柱等)</div> <div data-bbox="1038 1503 1262 1547" style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 2px 10px; background-color: #e91e63; color: white;">街灯柱</div> </div> 

種類別	許可基準
電柱、 街灯柱等	<p>○第1種・第2種普通規制地域共通</p> <div data-bbox="507 472 995 712" style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆巻き付けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱等1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内 </div> <div data-bbox="1070 389 1246 909" style="text-align: center;">  </div>
消火栓 標識柱	<p>○第1種・第2種普通規制地域共通</p> <div data-bbox="464 1070 1353 1518" style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆つり下げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦 0.4m以下、横 0.8m以下 ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では、地上 4.7m以上 ・個数は、1本につき1個 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="456 1480 788 1962" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="842 1480 1378 1962" style="text-align: center;">  </div> </div>

種類別	許可基準
広告幕・ 広告網	<div data-bbox="496 383 1129 786" style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>◆道路を横断するもの</p> <p>○第1・2種普通規制地域共通</p> <p>幅1m以下で、下端は地上5m以上であること</p> </div> <div data-bbox="454 824 1385 1126" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div>

種類別	許可基準
広告幕・ 広告網	<div data-bbox="438 347 1321 817" style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 20px; margin-bottom: 20px;"> <p>◆壁面又は塀を利用するもの</p> <p>○第1・2種普通規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面を利用する場合 壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないこと ・塀を利用する場合 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること </div> <div data-bbox="534 840 1273 1294" style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> </div> <div data-bbox="422 1310 1375 2004" style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 20px;"> <p>○第1種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p><壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合> その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p> <p><壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合> その壁面又は塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可</p> <p>○第2種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p>壁面又は塀の1面の面積にかかわらず、その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p> </div>

4-7

広告景観保全地区 (伊豆縦貫自動車道関連)

無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。



この保全地域のポイント

- ・伊豆半島の良好な景観を保全するため、設置基準の上乗せを行っている。

■ 地区の特徴

特別規制地域と同じく、原則屋外広告物の設置を禁止する地域で、自家広告物・案内図板（上乗せ有り）（許可申請必要）、適用除外広告物（p.32 許可申請不要）のみ設置可能

■ 設置基準の上乗せの有無

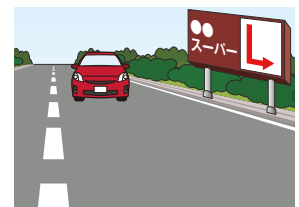
区分	自家広告物	案内図板
特別規制地域の基準からの上乗せ有無	上乗せ無し (基準は p.10 ~ 13 参照)	上乗せ有り

■ 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

■ 案内図板

目的地への誘導のために設置する広告物を「案内図板」といいます。
保全地区では、原則案内図板の設置は出来ませんが、**事業所等が主要な道路に接していない場合などやむを得ず設置する場合は、許可申請が必要です。**



<案内図板許可基準（野立て(概要)）>

許可には、共通基準（左ページ）及び以下の基準に適合する必要があります。申請の際は、別途当該の土木事務所又は市役所に詳細をご確認ください。なお、特別規制地域の基準から上乘せされている基準は、赤枠で表示している箇所です。

(面積)

- ・片面 3㎡以内
- ・両面をぴったり付ける場合は、裏面も表示可

(協同で表示)

5者以上で表示する場合、1者2㎡以内、合計10㎡以内

(案内表示)

- ・板面の 1/3 以上
- ・地図又は矢印を必ず表示

(脚の色)

- ・ダークブラウン
(色相10YR、明度2、彩度1)

(板面の色)

- ・焦げ茶系色

(電飾設備)

動光、点滅照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）等は使用できない。

地: 1色 (+案内表示1色)
(色相10YR、明度3~6、彩度1~6)

文字・地図・矢印: 3色以内
(色相10YR、明度8以上)

(板面の長さ)

- ・縦 1.5m 以下
- ・縦 < 横

(高さ)

- ・地上 5m 以下

(表示内容)

- ・写真、絵、広告（サービス内容、商品名等）は表示しない

【設置場所】

(道のり)

(相互間隔)

(板面の角度)

(その他)

各IC近くへの設置が望ましい。

4-8

広告景観保全地区 (伊豆西南海岸)

無許可や許可基準に違反する広告物を
設置した場合は、行政指導を行います。



この保全地域のポイント

- ・美しい海岸景観を保全するため、設置基準の上乗せを行っている。

■ 地区の特徴

特別規制地域と同様、原則屋外広告物の設置を禁止する地域で、自家広告物（上乗せ有り）・案内図板（上乗せ有り）（許可申請必要）、適用除外広告物（p.32 許可申請不要）のみ設置可能

■ 自家広告物

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの

<許可基準（一部）>

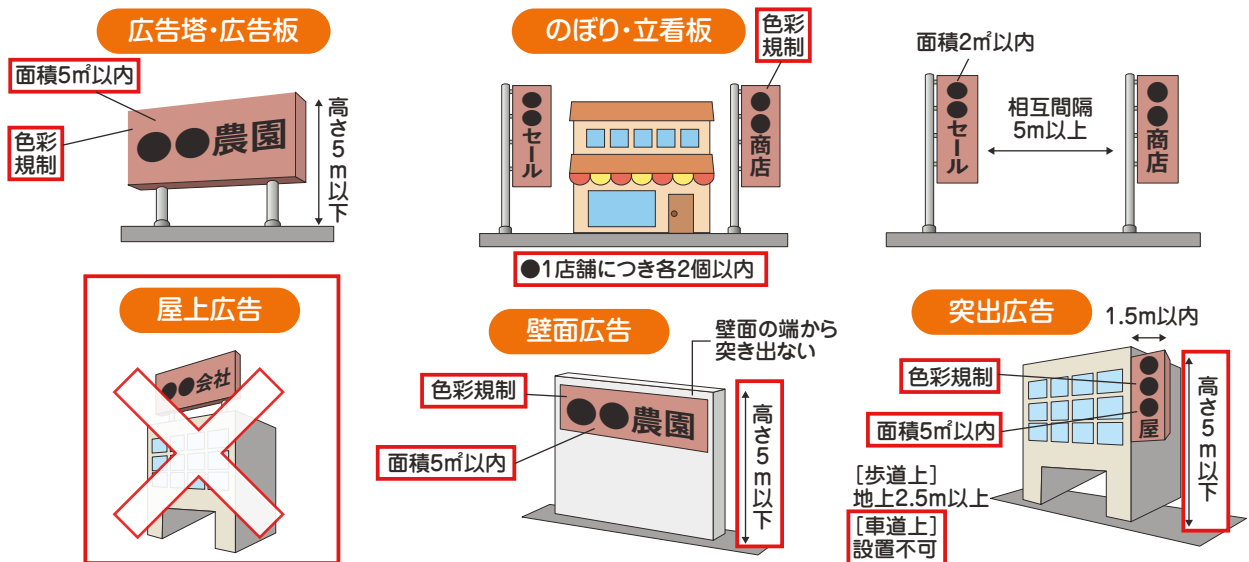
一つの事業所等当たりの表示面積が合計5㎡を超える場合は、設置等の前に許可申請が必要です。許可には、共通基準（右ページ）及び個別基準に適合が必要です。特別規制地域の基準から上乗せされている基準は、赤字又は赤枠で表示している箇所です。

<個別基準>

総量規制：1つの敷地内の表示面積の合計は10㎡以内

色彩規制等①：基調色は、自然材料を使用した場合は素材の色、その他の場合は、色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下。使用する色彩は、基調色以外は2色以内

色彩規制等②：動光又は光の点滅を伴うものでないこと。光源を使用する場合は、光源が白色系のものであること。



■ 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (8) 色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和なものではないこと。

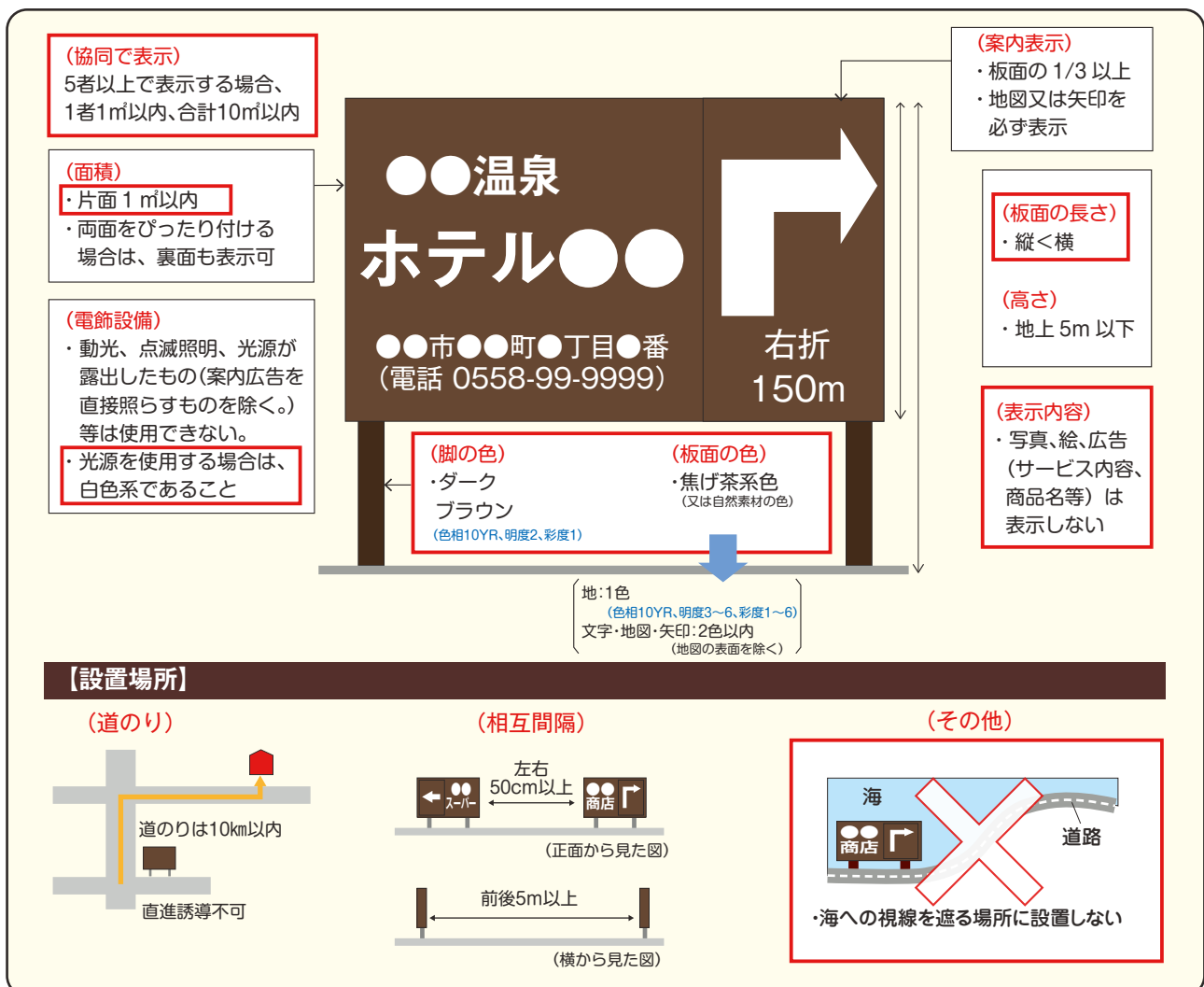
■ 案内図板

目的地への誘導のために設置する広告物を「案内図板」といいます。

保全地区では、原則案内図板の設置は出来ませんが、事業所等が主要な道路に接していない場合などやむを得ず設置する場合は、許可申請が必要です。

<許可基準（野立て（概要））>

許可には、共通基準（上記）及び以下の基準に適合する必要があります。申請の際は、下田土木事務所に詳細をご確認ください。なお、特別規制地域の基準から上乘せされている基準は、赤枠で表示している箇所です。



4-9 禁止事項（禁止物件、禁止広告物）

■ 禁止物件

次の物件には、規制地域の内外に関わらず原則として広告物を表示・設置することは禁止されています。

○橋
○トンネル
○高架構造物
○道路路面

○分離帯及び
地下道の
昇降口の上屋
○石垣
○擁壁

○街路樹
○路傍樹
○保存樹
○保存樹林

○信号機
○道路標識
○道路上の柵
○駒止、里程標
○カーブミラー
○パーキングチケット発給設備

○消火栓
○火災報知機
○望楼
○警鐘台

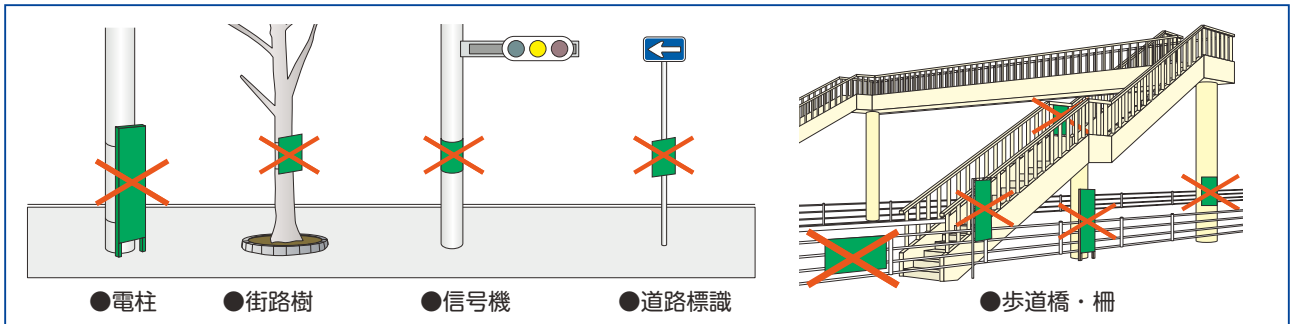
○郵便ポスト
○電話ボックス
○路上に設ける
変圧器

○送電塔
○送受信塔
○照明塔

○煙突
○ガスタンク
○水道タンク

○銅像
○神仏像
○記念碑

○電柱・街灯柱
(はり紙、はり札、
立看板等の
禁止)



< 禁止物件への表示・設置が可能な場合 >

次の場合は例外的に禁止物件への広告物の表示・設置が可能となります。表示・設置に際しての許可申請も不要です。

法令で規定	選挙運動のための表示	寄贈者名の表示	地下施設のための表示
法令の規定により表示する場合	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、はり紙等を表示する場合	公益上必要な施設に寄贈者名等を表示する場合 ※平面面積の1/5以内 かつ0.5㎡以内	水道管、ガス管等地下に埋没した公共的な施設を管理するため、路面に表示する場合

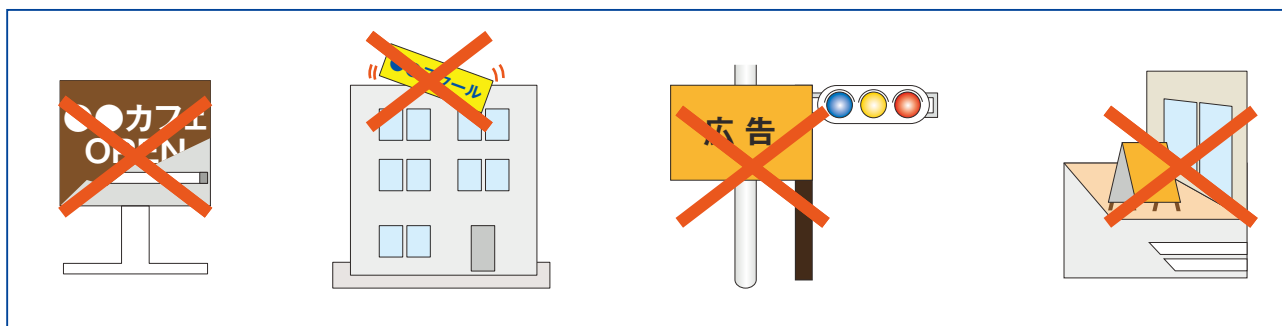
管理上の広告物

所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する場合（道路路面や電柱・街灯柱等へのはり紙・はり札等の表示・設置は除く）

■ 禁止広告物

次の広告物は、表示・設置することは禁止されています。

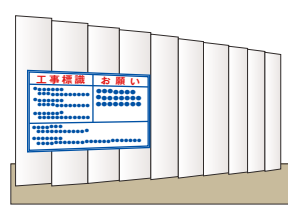
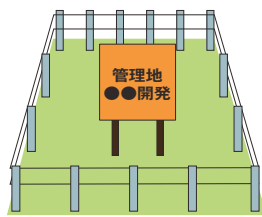
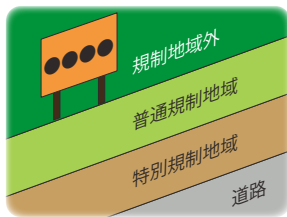
- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- 交通の安全を阻害するもの



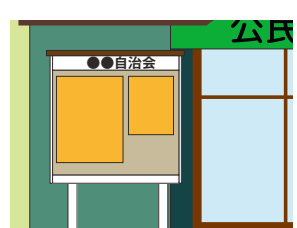
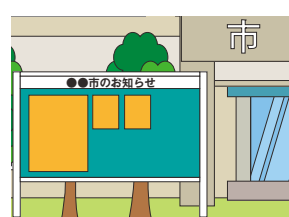
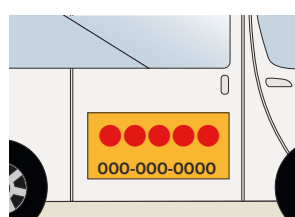
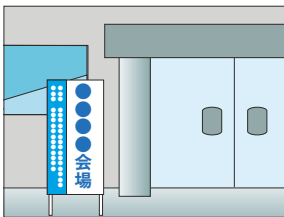
4-10 表示・設置に許可申請が不要な場合（適用除外広告物）


次の場合は、表示・設置に際して許可申請が不要となります。ただし、禁止事項に当たる場合は、原則設置は出来ません。

規制地域外への設置	管理広告物	工事現場の板塀等	祭礼等一時的設置
規制地域（広告景観保全地区、特別・普通規制）以外の場所に設置等する場合	所有又は管理する土地、物件に、管理上の必要に基づき設置等する場合 ※表示面積は5㎡以内	板塀、仮囲い等に設計者、施工者等の氏名、商標等を工事期間中表示等する場合 ※平面面積の1/20以内	冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に設置等する場合



催し敷地内への設置	車両、船舶への表示	公共掲示板への表示	町内会等の掲示板
講演会、展覧会、音楽会等のため、会場のある敷地内に設置等する場合	電車・乗合自動車を除く車両、船舶等に設置等する場合	地方公共団体が設置した掲示板にポスター等を表示等する場合	町内会、自治会等団体が掲示板を設置等する場合 ※高さは5m以内 ※表示面積は5㎡以内



区分	自家広告物の要件	面積要件	
		規制地域	表示面積(注)
自家広告物 	次の2つの条件を満たす広告物 ①自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの ②自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの	特別規制地域・広告景観保全地区	5㎡以内
		第1種普通規制地域	10㎡以内
		第2種普通規制地域	20㎡以内

(注) 一つの事業所等当たりの表示面積の合計

